

摂南法学第 56 号抜刷

August 2019.

地方公共団体における電子メールの公文書該当性
(大阪高判平成 29 年 9 月 22 日判時 2379 号 15 頁)

高 橋 剛

地方公共団体における電子メールの公文書該当性 (大阪高判平成29年9月22日判時2379号15頁)

高橋 剛

1 はじめに

電子メールは、地方公共団体の職員が業務を遂行するために日常的に利用されており、地方公共団体における意思決定過程や事業の実績を検証するのに欠かせないものとなっている。市民に対する説明責任を果たすという情報公開条例の趣旨を実現するためには、紙媒体の文書と同様に電子メールについても開示請求の対象となる公文書として管理、保存される必要がある。

地方公共団体が定めるほとんどの情報公開条例では、制定当初、電子メール等のデジタル文書は開示の対象とされていなかった。情報公開法が制定される際に電子メール等の電磁的記録が開示請求の対象に加えられたことに伴い、情報公開条例においても条例改正により電子メールが開示請求の対象となった。しかし、条例改正当時は現在のように電子メールがそれほど普及していなかったこともあり、紙媒体の文書とは違った電子メール特有の問題があるにもかかわらず、電子メールに特化した規定は置かれず、電子メールの情報公開に対する地方公共団体の関心はこれまで薄かった¹⁾。

そのためか、電子メールが幅広く用いられるようになるに伴い、電子メールを対象とする開示請求も増加しているが、地方公共団体における電子メールの公文書該当性についての判断基準は不統一で²⁾、多くの地方公共団体が、公文書に該当する電子メールの選別、管理について今後どのようにすべきか模索している状況である。

そのような中、ほかの地方公共団体に先駆けて電子メールの情報公開についてルール化していた大阪市（以下「Y」という）の運用方法について争われた判決（大阪高判平成29年9月22日判時2379号15頁。以下「本判決」という。）が出された。そこで、この裁判例を取り上げ、電子メールの公文書該当性の問題について検討を加える。

2 事案の概要

Yでは、庁内メールを利用するのに、大阪市長（以下「A市長」という。）及びPCを利用する職員に対し、個人用メールアドレスを一人につき一つ付与するほか、各課ないしグループに対しても、その内部で共有して利用することのできる組織用メールアドレスを付与している。個人用アドレスを利用して送受信された電子メールは、それぞれ送信者側においては送信済みメールとして、受信者側においては受信メールとして個人用メールボックスに保存される。個人用メールボックスにアクセスをすることができるのは、対応する個人用アドレスの付与を受けた職員のみである。個人用メールボックスは、保存された電子メールが自動で削除される仕組みは採られておらず、不要となった電子メールは職員が適宜削除する必要がある。

Yでは、電子通信回線を利用した公文書の取扱いに関する要領5条1項の規定により、電子メールを利用して電磁的記録を送受信した場合のうち、(イ) 2以上の職員が共用する電子メールアドレスを用いて受信したとき、(ロ) 職員が自己の電子メールアドレスを用いて受信したときであって、当該受信した電磁的記録が2以上の職員に対し同時に送信されたものであるときに該当するとき、(ハ) 職員が自己の電子メールアドレスを用いて受信したときであって、転送、紙への出力その他の方法により当該受信した電磁的記録について他の職員と共用するときは、当該電磁的記録を公文書として扱っている。

そして、この規定を受けて、職員間において一対一で送受信された電子メール（以下「一対一メール」という。）のうち、次に掲げるものについてのみ、大阪市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）の公開の対象となる「公文書」に該当するとし、それ以外のものは「公文書」に該当しないとの取扱いをしてきた。

ア 公用PCの庁内ネットワーク上の複数のユーザが参照することができるよう設定された共有フォルダ（以下「共有フォルダ」という。）で保有しているもの

イ 紙にプリントアウトしたものを他の職員が保有しているもの

ウ 当該一対一メールの内容を転送先の公用PCで保有しているもの

本件は、Xが、A市長とYの職員との一対一メールのうち、Yにおいて公

文書として取り扱っていないもの(以下「本件文書」という。)の公開を請求したところ、A市長から、本件文書は組織共用の実態を備えていないから情報公開条例に基づく公開の請求の対象とされている公文書に該当せず、したがって、本件文書は保有していないとして、公開をしない旨の決定(以下「本件非公開決定」という。)を受けた。これに対して、Xは、A市長に対し異議申立てを行った。大阪市情報公開審査会において一対一メールは「一過性の意思伝達をメールという手段によって行ったに過ぎ」ず、公文書には該当せず本件非公開決定は妥当であるとの答申を受け、A市長はXの異議申立てを棄却した。そこで、Xは、本件非公開決定の取消しを求めるとともに、本件文書の公開の義務付けを求める訴訟を提起した。

第1審(大阪地判平成28年9月9日判例集不搭載。以下「1審判決」という。)は、A市長がYの職員との一対一メールのうちには、情報公開条例2条2項に規定する「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に当たり、公文書に該当するものが含まれるとし、本件非公開決定の取消しを命じた。

義務付け訴訟に関しては、「公文書」に該当するものが含まれるものの、「その記載内容には情報公開条例7条の非公開情報が含まれている可能性が否定できない」ことから、「A市長が本件文書のうち「公文書」に該当するものの公開決定をすべきであることが情報公開条例の規定から明らかであると認められるということとはできないし、公開決定をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるということもできない(行政事件訴訟法37条の3第5項)」として、請求を棄却した。

これに対し、Yが不服であるとして控訴した事案である(義務付け訴訟については、Xが附帯控訴を行わなかったため、本判決では審判の対象とされていない)。

3 判旨

控訴棄却。

「本件文書には、情報公開条例2条2項の「公文書」に該当するものが含まれると判断する。」「一対一メールであっても、メールは送信者及び受信者のそれぞれによって個人用メールボックスに保有されることになり、一方当事者のみが保有するにすぎない個人的なメモと同視することができない。」「本件文書は、一対一メールであっても、メールであるから、その作成及び利用

についてA市長及びYの職員が送信者又は受信者として関与しており、送信者及び受信者の個人用メールボックスに保存されているものであって、その一方当事者の判断によって廃棄しても、他方のメールボックスには保存されている状態にあるから、一方当事者の廃棄の判断に委ねられているということとはできない。」

「情報公開条例2条2項にいう「公文書」とは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有している文書のことであり、「組織的に用いるもの」であるかどうかについては、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものをいう。「本件文書の中には、その作成、利用及び保存の状況に照らし、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態にあるメールが含まれる。」

「本件文書には情報公開条例2条2項にいう「公文書」に該当するものが含まれるにもかかわらず、……本件公開請求に係るメールは組織共用の実態を備えておらず公文書に該当しないことを理由にしてされた本件非公開決定は違法というべきである。」

4 検討

(1) 情報公開条例上の「公文書」

本件は、A市長とYの職員との一対一メールのうち、Yにおいて公文書として取り扱っていないものの開示が争われた事例である。Yにおいて公文書として取り扱っていないものは、上記2のア～ウ以外のものになるので、本件文書は、A市長がYの職員との一対一メールのうち、プリントアウトしたものを含め送受信者以外の職員に保有されていないものとなる。

Yにおいて開示請求の対象となる「公文書」に該当するためには、①実施機関の職員が職務上作成し、取得したこと②文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であること③実施機関の職員が組織的に用いるものであること④実施機関が保有していることの要件をいずれも満たす必要がある（情報公開条例2条2項）。

本件では、①～④のうち、③実施機関の職員が「組織的に用いるもの」

であるといえるかどうか争われた³⁾。

「組織的に用いるもの」の解釈、判断基準については、次のように考えられている⁴⁾。

「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解される。

そのため、職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等）などは、組織的に用いるものに該当しない。

そして、「組織的に用いるもの」といえるかどうかは、当該文書等の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成し、取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか）、保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処分できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して実質的な判断を行うとされる。

(2) 「一過性」の伝達手段に過ぎないか、個人的なメモに当たるか

一対一メールは電話や口頭の場合と同様に「一過性」の伝達手段に過ぎないから「組織的に用いるもの」といえないというYの主張に対して、本判決は、1審判決と同様に、一対一メールの内容によって業務上必要なものとして利用又は保存されている否かは異なるとして採用しなかった。

確かに、一対一メールは、職員が一対一でやり取りする点で電話や口頭のやり取りと共通する。しかし、電話や口頭におけるやり取りのすべてが「一過性」を帯びる情報とはいえず、重要な案件として組織として対応する必要があると認められるものについては、通話や会話のやり取りを議事録に残しそれを供覧するなど、組織内で共用することもある。一対一メールの場合も「一過性」の内容のものもあれば、重要な案件で組織として対

応する必要がある内容のものもあると思われる。本判決、1審判決は妥当である。

また、本判決は、「電子メールの場合送信者及び受信者のそれぞれが保有することになるため、一対一メールであっても個人的なメモと同視することはできない」とする。電子メールの場合、送信者が自分自身のメールアドレスに送信するような場合を除いて、送信者、受信者の双方が保有し、利用することができるようになるため、自己の職務の遂行の便宜のためだけに利用する個人的なメモや備忘録等には該当しない。

(3) 複数の職員が文書を共用する場合の組織共用性

電子メールの場合、送信者と受信者の2名以上の職員が当該電子メールを共有することになる。このような複数の職員が共有する文書について、「組織的に用いるもの」といえるか。

ア 学説

「組織的に用いるもの」の解釈に関して、(1)の見解のほかに次の2つの見解がある。

まず、「組織的に用いるもの」の「組織」を部、課、係等のように形式的に考え、部、課、係などの内部で共用されていれば「組織的に用いるもの」に当たるが、「職員が起案途上で、二、三人の友人もしくは担当の職員に意見を聞きつつ作成している文書」は「組織的に用いるもの」といえず、「起案に回す前に、室、係などの内部において、起案に回す前に内部的に検討・チェックしている段階の文書」は「組織的に用いるもの」といえるかは微妙であるとする見解がある⁵⁾。この見解によると、一対一メールについては「組織的に用いるもの」といえないことになる。

しかし、この見解では、開示請求の対象となる公文書の範囲が狭まることになり妥当でない。説明責任を果たすために必要十分なものとするために、決裁・供覧の要件を外し、「組織的に用いるもの」を要件としたことからすると、「組織」については形式的に考えるのではなく、実質的に判断すべきである⁶⁾。

次に、説明責任を果たすという情報公開の趣旨から行政文書(公文書)該当性については緩やかに解釈するのが望ましいとして、「組織的に用いるもの」の3つある判断基準のうち、当該文書等の作成又は取得の状

況や保存又は廃棄の状況には積極的に肯定できる要素がなくても、当該文書の利用の状況について、他の者が利用することを予定しているかどうかなどの当該文書の利用状況に注目して文書の性格を検討し、「組織的に用いるもの」を認める方向に解釈していくべきであるとする見解がある⁷⁾。この見解によると、電子メールの場合、送信者、受信者の複数の職員が利用することを予定しているものといえるので、一対一メールも含めて、「組織的に用いるもの」と認める解釈することができる。

確かに、「組織的に用いるもの」であるかどうか微妙な判断を強いられる場合があり、そのような場合「組織的に用いるもの」について緩やかに解釈して、公文書として取り扱い、公開が不都合なものについては不開示事由に該当するとして非公開とすれば⁸⁾ 開示の対象となる公文書の範囲が広がるので情報公開の趣旨からは望ましい。

しかし、情報公開法、情報公開条例の文言が「共用するもの」ではなく、「組織的に用いるもの」とされていることからこの見解を取るのには困難ではないか。また、この見解に対しては、複数の職員が利用していても、職員それぞれが自己の便宜のために利用しているに過ぎず、組織レベルの利用ではなく個人レベルの利用にとどまる場合もあると思われる。

イ 裁判例

(ア) 電子メールが「組織的に用いるもの」に該当するか判断した裁判例として大阪高判平成18年2月14日判例集不搭載がある。厚生労働省の研究班会議の議事メモについて、研究班会議について議事録の作成は義務づけられておらず、研究会のメンバーである研究者が報告書作成の必要に応じて速記を雇って議事メモを作成していた事案で、研究者が厚生労働省の職員に対し、当該議事メモを電子メールに添付して送付していた。裁判所は、当該職員が電子メールの添付ファイルから議事メモを取り出し、共用ドライブに整理した時点で「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有」する行政文書となったものと認めるのが相当であると判示した。

(イ) 電子メールの事案ではないが、複数の者が文書を共有していた場合に「組織的に用いるもの」かが争われた裁判例として東京高判平成19年2月14日判例集不搭載がある。司法試験第2次試験の口述試験の準備作業の一環として考査委員により作成された想定問答案の行

政文書該当性が争われた事案で、想定問答案は同一日を担当する他の
考査委員又は特に希望する考査委員に配布されていた。裁判所は、想
定問答案が個々の考査委員の判断で処分されていたこと、口述試験の
発問、出題及び採点は各考査委員の裁量に委ねられていたこと、想定
問答案について司法試験委員会等の指示、関与等がなかったことから、
想定問答案は作成者である考査委員が自らの便宜のために作成したも
のであって、参考資料として統一的に利用されることを想定して配布
されたものではなく、各考査委員が組織的に作成し、又は利用してい
るものとはいえず、行政文書には該当しないと判示した。⁹⁾

(ウ) 東京地判平成30年3月2日判例集不搭載がある。遺伝子組み替
えイネの開発等に関する実験記録、それを記録した実験ノートの法人
文書該当性が争われた事案で、上司や他の研究者との打合せや議論に
おいて実験記録を見せることがあった。裁判所は、実験記録の取扱い
について組織的な指示等がなく、管理の方法は作成者の判断に委ねら
れていたこと、実験記録は個人の備忘のためと自身が行った実験の正
確性、再現性を担保するために作成したもので、他の職員等に見せる
ことを前提として認めることはできないこと等からすると、実験記録
は、組織において業務上必要なものとして利用され、又は保存されて
いるとはいえない。実験ノートについても、他人にそのまま見せるこ
とを前提とせずに作成され、他人に見せる頻度は低かったことという
実際の利用の状況からすると、利用の状況に関する要素として勘案せ
ざるを得ず、実験ノート等の取扱いに関する統一的な仕組みを導入す
る以前の段階では法人文書該当の要件を具備するものと認められない
と判示した。

裁判例(ア)のように、当該文書の利用の状況に係る事情のみで「組織
的に用いるもの」と認められるものもあるが、(ウ)のように文書の利用
の状況を判断する際の一要素に過ぎない場合もあり、これまでの裁判例
は、当該文書等の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又
は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行っている。

ウ 本判決の立場

本判決は、本件文書には公文書に該当するものが含まれるものとしつ
つも、「A市長とYの職員の間、又は職員間で職務に関してやり取りさ

れたものである以上、すべからく組織共用文書となると解するものではない」とし、一対一メールのすべてが「組織的に用いるもの」として公文書に該当するとはしなかった。

そして、本判決は、これまでの裁判例と同様の判断基準を採用し、送信者及び受信者が一対一メールを共有していること(文書の利用の状況)に加えて、A市長は、一対一メールを利用して「職務命令を含む職務上の指示、意見表明をしたり、逆に職務上の報告を受けたりするなど¹⁰⁾、職員との間で、被告の業務と密接に関連し継続利用が予定される情報を頻回にやり取りすることが見込まれること」(文書の作成又は取得の状況)、「一方当事者の判断によって廃棄しても、他方のメールボックスには保存されている状態にあるから」一方当事者の判断で廃棄できるものではないこと、一対一メールが利用された場合でも他の職員への配布や引継ぎに備えて当該一対一メールを保存することが想定されること(文書の保存又は廃棄の状況)から、そのような一対一メールについては、業務上必要なものとして、利用又は保存されているとして、「組織的に用いるもの」であるとした。

また、本判決は、一対一メールそのものが送受信者以外に保有されていない場合でも、A市長から一対一メールによる職務上の指示又は意見表明を受けた職員が内容を敷衍して関係職員にメールで送信する場合、当該一対一メールは「組織的に用いるもの」であるとする。

一対一メールと内容を敷衍して送信されたメールは、内容が異なるため、それぞれ別個独立に「組織的に用いるもの」であるかどうか判断しなければならない。

職務上の指示等に基づき当該一対一メールが送受信されたものであること(文書の作成又は取得の状況)、当該一対一メールそのものは転送されたわけではないが、その内容を敷衍したメールが関係職員に送信されており、当該一対一メールが組織内で間接的に利用されているといえること(文書の利用の状況)から、当該一対一メールが廃棄されていなければ(文書の廃棄の状況)、当該一対一メールはその作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況から、「組織的に用いるもの」と認められるとしたものである。

(4) 公文書の不存在の判断時期

Yの本文書は現在存在しないという主張に対して、本判決は、本文書の存否の基準時は、判決時ではなく、本件非公開決定時と考えるべきとする。しかし、開示請求権は、「実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる」権利であり（情報公開条例5条）、公文書の開示請求がなされた時点において、実施機関が保有する公文書があるがままの形で開示することを求めるものであることからすると¹¹⁾、開示請求の対象の公文書の存否の判断基準時は、判決時や本件非公開決定時でもなく、開示請求時であると解すべきである¹²⁾。

よって、本判決は、結論的には妥当であるが、公文書の不存在の判断時期の考え方については疑問である。

(5) 市長以外の職員間の一対一メールの公文書該当性

本判決ではA市長と職員の間における一対一メールのうち「組織的に用いるもの」として公文書に該当するものが含まれるとした。本判決の判示した理由からすると、市長以外の職員間における一対一メールの場合でも職務上の指示又は報告等に利用したりすることが見込まれるので、「組織的に用いるもの」として公文書に該当するものが含まれることになるだろう。

5 今後の電子メールに係る公文書としての取扱い

本判決はYの電子メールに係る公文書としての取扱いの運用ルールの当否について直接判断するものではないものの、本判決によるとYの運用ルールでは情報公開の対象となるはずの電子メールが対象から外れてしまうものがある。地方公共団体における電子メールの公文書としての取扱いの運用について今後どうすべきか。

すべての職員が庁内パソコンから送受信したメールについて「組織的に用いる」ものといえるかどうか個別具体的に判断することが理想的であるが、すべての職員が送受信した電子メールをひとつずつチェックし、公文書に該当するかどうか選別していくことは現実的とはいえない。また、一定の役職にある者の送受信したメールについては一律に開示請求の対象となる公文書として取り扱うとしても、一般職の職員が送受信するメールの中にも「公文書」に該当するものが多数含まれることからすると、なお不十分である。

Yの運用ルールは明解であり、公文書に該当するかどうか容易に判断することのできる¹³⁾。

そこで、Yの運用ルールを前提に、個人アドレスを利用することのできる電子メールを限定するという方法が考えられる。

すなわち、職員が送受信する電子メールは情報公開条例の対象となる「公文書」に該当するのが原則であるから、電子メールを利用する場合は、個人のメールアドレスを利用するのではなく、組織で共用するメールアドレスを利用するのを原則とする。そして、個人のメールアドレスを利用することができる範囲を、1審判決で「組織的に用いるもの」に該当しないものに挙げていた日程調整や事務連絡等に限定するというものである。

また、地方公共団体の電子メールの廃棄のルールについても、一定期間を経過すると自動的に削除される仕組みを採用しているところや、個人の裁量で削除することができる場所など様々なものがあるが、恣意的な電子メールの廃棄を防止し適切に電子メールを管理していくためには、第三者によるチェックの下で廃棄させるとか、廃棄した電子メールについて廃棄した証拠を残すことなどが必要であると思われる¹⁴⁾。

なお、Yは、本判決を不服として、上告及び上告不受理の申立てをしたが、最高裁判所は、平成30年11月20日、上告棄却、上告不受理の決定をしている。

註

- 1) 山田洋「内閣府審査会における答申等の動向～デジタル文書の存否～」季報情報公開個人情報保護51号10頁(2013)、藤原静雄「情報法制の課題－情報三法の課題」行政法研究20号43頁(2017)、小谷允志「自治体における電子公文書の管理」都市問題108巻11号61頁(2017)
- 2) 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説(第8版)』52頁(有斐閣、2018)
- 3) ①「職務上作成し、又は取得した」及び④「保有しているもの」についても若干検討を行う。

①については、Yでは、職員は業務目的以外でのメールの使用等を行ってはならないとされており(大阪市情報セキュリティ対策基準10(1)③ア)、庁内メールを利用してやりとりされた電子メールは職務を遂行するために送受信したことが推定されることから、「職務上作成し、又は取得した」に当たる。

また、④については、本件の場合、送受信したA市長と職員以外は閲覧することができないが、公用のPCにおいて、実施機関であるA市長とその補助職員との間でやり取りされたものであることから、Yが本件文書を事実上支配していることから「保

有しているもの」に当たる。

なお、庁内メールを利用して、私用目的のメールをなされた場合や公用のPCではなく個人PCやスマートフォンを利用してなされた業務上の電子メールが①や④の要件を満たし、公文書に該当するかどうかという問題がある。

- 4) 総務省行政管理局編『詳解情報公開法』30頁(財務印刷局、2001)、宇賀・前掲註2) 51頁
- 5) 小早川光郎編『情報公開法－その理念と構造』67頁[多賀谷一照](ぎょうせい、1999)
- 6) 松井茂記『情報公開法(第2版)』90頁(有斐閣、2003)、右崎正博=宇賀克也「対談・情報公開法の検討」法時70巻6号11頁[宇賀克也発言](1998)、中島徹「文書不存在」法セミ538号33頁(1999)
- 7) 渡井理佳子「判批」季報情報公開・個人情報保護42巻47頁(2011)
- 8) 小早川編・前掲73頁[多賀谷一照]、高橋滋ほか編『条解行政情報関連三法』221頁[島村健](弘文堂、2011)
- 9) なお、東京高判平成19年2月14日判例集不掲載の原審である東京地判平成18年9月1日判例集不掲載は「当初から他の考査委員に配布されることを予定して作成した文書と見るべき」とし、「組織的に用いる」と認めた。
- 10) 1審判決では「確定した職務命令」や「職務命令に基づく報告」とあったのを、本判決では「職務命令を含む職務上の指示、意見表明、報告等の職務上の情報のやり取り」と変更している。これは、職務命令については、具体的な職務に関する職務上の命令と職員としての地位一般に関する身分上の命令があり(橋本勇『逐条地方公務員法(新版第4次改定版)』664頁(学陽書房、2016))、身分上の職務命令について組織共用性が認められるかどうか、また、「確定した職務命令」や「職務命令に基づく報告」に係るメールのみが「公文書」に該当するのかがどうか明らかでない指摘が1審判決についてなされていたことから(石森久広「判批」季報情報公開個人情報保護64巻17頁(2017))、職務命令のうち、職務上の命令に限定するとともに、職務命令に基づく情報のやり取り以外の職務上の情報のやり取りを広く含めるものとしたと思われる。
- 11) 総務省行政管理局・前掲註4) 30頁、宇賀・前掲註2) 46頁
- 12) なお、開示請求時点から(非)公開決定時点の間に、取得又は作成された公文書については、情報公開条例の趣旨から、開示するという対応が望ましい。
- 13) 井上教授はYと同様の制度設計をしている大阪府の運用について、「唯一最善のものではないかもしれない。しかし、電子メールの「公文書」該当性、その開示のあり方をめぐる制度設計に正対し、自治体としてのあるべきひとつの視点を示しているものと言える。」とする(井上禎男「電子メールの公文書該当性:佐賀県情報公開・個人情報保護審査会平成25年3月29日答申(諮問第72号、実施機関・知事)」福岡大学法学論叢208号530頁(2013))。
- 14) 国では電子メール自動廃棄するシステムは今後採用しない(「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」平成31年3月25日内閣総理大臣決定)。